

牛久市わくわく茨城生活実現事業における
移住支援金の交付に関する告示を廃止する告示

令和 7 年 3 月 2 7 日
告示第 8 3 号

牛久市わくわく茨城生活実現事業における移住支援金の交付に関する告示（令和元年告示第 7 2 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による廃止前の牛久市わくわく茨城生活実現事業における移住支援金の交付に関する告示（以下「廃止前告示」という。）第 5 条の規定による支給決定を受けた者については、廃止前告示第 9 条、第 1 0 条及び第 1 1 条の規定は、この告示の施行後も、なお効力を有する。